

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立浜町敬老館等複合施設大規模改修工事（建築・児童館廊下床仕上改修追加工事）
2 施 行 場 所	中央区日本橋浜町三丁目37番1号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	児童館廊下床仕上改修工事
5 工 期	令和6年3月22日まで
6 契 約 金 額	1,804,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年7月24日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区日本橋大伝馬町10番6号 森組・新日本リフォーム建設共同企業体 （代表者）株式会社森組東京本店 執行役員本店長 藤田 博
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、中央区立浜町敬老館等複合施設大規模改修工事（建築工事）が森組・新日本リフォーム建設共同企業体にて施工中である。</p> <p>児童館廊下は下地の状態が悪く、仕上げ自体にも変色が見られるため、令和5年度の執行委任に基づき改修工事を行う。</p> <p>今回の工事は本工事と同一の工種、職種であることから、追加工事とすることにより、下請業者を含めて同一会社によって作業を行うことが可能となる。また、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。このため、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、現在、本體工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効であり、交通誘導員、事務所、共通仮設を本體工事と共用することでの仮設費の削減も見込める。さらに、経費についても概ね55%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号